

政令第 七

昭和二十年勅令第五百四十二号ポツタム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令

内閣は、ポツタム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、ここに同勅令に基く恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令を制定する。

恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一條第二号中「恩給法施行令（以下令ト稱ス）」を「従前ノ恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号以下令ト稱ス）」に改め、同條第五号中「令第三十一條」を「令第三十一條（昭和二十一年勅令

第五百四號ニ依ル改正前ノ令第三十一條トス以下同シ）」に改める。

第二條第二項中「恩給法（以下法ト稱ス）」を「恩給法（昭和二十一年法律第三十一號ニ依ル改正前ノ規定ヲ含ム以下法ト稱ス）」に改める。

第五條第一項中「月數ヲ乘シタル金額」を「月數ヲ乘シタル金額ノ五十割ニ相当スル金額」に改め、同條第二項中「三十分ノ四」を「三十分ノ二十」に改め、同條に次の一項を加える。

前二項ノ規定ニ依ル増加恩給ニシテ癡疾ノ程度ガ令第二十四條ノ特別項症乃至第二項症ニ係ルモノノ年給ニ付テハ之ヲ受クル者ノ妻又ハ子ニシテ定ノ各號ノ一ニ該当スルモノ一人ニ付年額二千四百圓ヲ加ル。

一 増加恩給ヲ受クルノ事由發生當時之ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シタル ~~妻又ハ~~ <sup>子</sup> ~~ハ~~ 十六歳未満ノ ~~妻又ハ~~ <sup>子</sup> ~~ハ~~

二 増加恩給ヲ受クルノ事由發生當時ヨリ不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ ~~妻又ハ~~ <sup>子</sup> ~~ハ~~

第六條中「~~月數ヲ乘ズル金額~~」を「~~月數ヲ乘ズル金額ノ五十割ニ相當スル金額~~」に改める。

附 則

一 この政令は、公布の日から ~~これを~~ 施行し、昭和二十三年九月一日から ~~これを~~ 適用する。

二 昭和二十三年八月三十一日以前に給與事由の生じた軍人軍属の傷病賜金の金額又は同日以前に給與事由の生じた軍人軍属の増加恩給

の昭和二十三年八月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

三 第五條第三項の改正規定による加給年額は、当分の間、七千二百円をこえることはできない。

四 この政令の附則第二項に規定する増加恩給については、昭和二十三年九月分以降、その年額を第五條の改正規定及び前項の規定により計算して得た年額に改定する。

五 前項の規定により増加恩給の年額を改定する場合においては、裁定應は、受給者の請求を待たずに、これを行う。但し、第五條第三項の改正規定による加給については、受給者の請求を待つて、これを行う。

理由

厚生年金保険法の償害給付等の増額に伴い、連合國最高司令官の  
覚書趣旨により軍人軍属の傷病慰給を増額する等のため、改正す  
る必要があるからである。



昭和二十年勅令第五百四十二号「ボツタム」宣言ノ受諾ニ件ヒ  
 発スル命令ニ関スル件ニ基ク恩給法ノ特例ニ関スル件  
 (昭和二十一年勅令第六十八号抄)

第五條 癩疾ノ程度ガ令第二十四條ノ特別項症乃至第六項症ニ係ル軍

人軍屬ニ給スル増加恩給ノ年額ハ法第六十五條ノ規定ニ拘ラズ退職  
 當時ノ階等ニ依リ定メタル別表第一號表ノ俸給月額ニ癩疾ノ程度ニ  
 依リ別表第二號表ニ定メタル月數ヲ乗ジタル金額トス

在職年二十年以上ノ軍人軍屬ニ給スル増加恩給ノ年額ニ付テハ前項  
 ニ規定スル金額ニ二十年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ別表第  
 一號表ノ俸給月額ノ三十分ノ四ニ相当スル金額ヲ加ヘタル金額トス

第六條 軍人軍屬タルニ因ル増加恩給ニシテ癩疾ノ程度令第二十四條  
 ノ第七項症ニ係ルモノ又ハ傷病年金ヲ受ケタル者又ハ受クベカリシ  
 者ニハ法第六十六條ノ規定ニ拘ラズ別表第一號表ノ俸給月額ニ癩疾

ノ程度ニ依リ別表第三號表ニ定メタル月數ヲ乗ジタル金額ノ傷病賜  
 金ヲ給ス

癩疾ノ程度ガ令第三十一條ノ第一目症又ハ第二目症ニ屬ル下士官以  
 下ノ軍人軍屬ニ給スル傷病賜金ノ金額ハ法第六十六條ノ規定ニ拘ラ  
 ズ別表第一號表ノ俸給月額ニ別表第三號表ノ月數ヲ乗シタル金額ト

ス  
 法第六十六條ノ二ノ規定ハ准士官以上ノ軍人軍屬第一項ノ傷病賜金  
 ヲ受ケタル後増加恩給ヲ受クルニ至タル場合ニ付之ヲ準用ス

厚生年金保険法の一部を改正する法律

(昭和二十三年法律第二百二十七号附則抄)

第五條

この法律施行の日において、業務上の事由に因る障害年金を受ける権利のある者に支給する障害年金の額は、健康保険法の二部を改正する等の法律(昭和二十二年法律第四十五号)附則第四條若しくは附則第五條又は厚生年金保険法第三十七條第一項の改正規定にかかわらず、従前の障害年金の額の五倍に相当する額とする。

2

厚生年金保険法施行令(昭和十八年勅令第千二百五十号)別紙第一の定による癡疾の程度一級(労働者年金保険法施行令中改正ノ件(昭和十九年勅令第三百六十三号)別表第一の定めによる癡疾の程度第一級から第三級までを含む。)に該当したとよつて障害年金を受けらる者の配偶者子であつて、左の各号の一に該当するものがあるときはその配偶者又は子一人について二百四百円をその障害年金の金額に加

給する。

- 一 障害年金を受けらる者が癡疾になつた当時その者によつて生計を維持していた配偶者又は十六才未満の子
- 二 障害年金を受けらる者が癡疾になつた時より引續いて不具癡疾のため労働能力のない配偶者又は子

傷病軍人恩給増額改正政令案要綱

(一) 厚生年金保険法の改正により昭和二十一年二月一日(軍人恩給  
廃止)当時の障害年金が増額されたのに伴い、傷病軍人恩給につ  
いても、この際同程度の増額を行うため、昭和二十一年勅令第六  
十八号の一部を改正すること。

(二) 傷病軍人恩給増額の程度は、

(イ) 増加恩給(年金)については、

(1) 基本恩給額は、厚生年金保険法の障害年金の増額と同じく、  
従来の額の五倍に増額すること。

(2) 右基本額に対し厚生年金保険法の障害年金と同じく、扶養  
家族一人当り年額二千四百円の家族加給を行うこと。但し、

この加給は、第二項症以上の者に限りこれを行い、かつ、共  
済組合の現行公傷給付額等を考慮し、家族の人数が三人を超  
える場合には、三人分に止むること。

(3) 以上の増額は、本年九月一日以後復員する者のみならず、  
已に復員した者にも適用すること。

(四) 傷病賜金(一時金)については、本年九月一日以後復員する  
者に限り、従来の額の五倍に増額すること。

(備考)

今回の増額に要する予算的措置は已に講じてある。